

所定疾患施設療養費

厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

所定疾患施設療養費の算定要件について

- ① 次のいずれかの状態の方が対象となります。
 - ・ 肺炎
 - ・ 蜂窩織炎（令和3年4月より）
 - ・ 尿路感染症
 - ・ 慢性心不全（令和6年4月より）
 - ・ 带状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）
- ② ①の状態となり、必要な治療管理（投薬、検査、注射、処置等）を行った場合に連続する7日を限度として、1月に1回算定します。
（緊急時施設療養費を算定した日は算定しません。）
- ③ 診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容を診療録に記載します。
- ④ 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等をレセプトに記載します。
- ⑤ 算定開始後は、治療の実施状況について公表します。

所定疾患施設療養費算定状況

<令和4年度>

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	3	3	5	5	5	6	6	9	9	7	10	8	76
日数	15	11	32	22	27	30	40	44	54	41	51	35	402

<令和5年度>

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	8	0	7	3	3	6	10	7	4	4	6	6	64
日数	40	0	36	11	12	29	51	36	22	18	31	33	319

<令和6年度>

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	4	4	3	5	5	5	6	8	6				46
日数	18	22	13	23	23	21	25	25	34				204